平成２３年（フ）第７３４号
横浜市金沢区柴町384番地１　シティハイムＳＡＩＴＡ102
債務者　平田　博志
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０６号
横浜市緑区中山町320番地５　志田ビル306号
債務者　上村　研二
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２５号
東京都小金井市東町３丁目12番18号
債務者　堀水　　明
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３５７号
東京都東大和市清原２丁目１番地10―302号
債務者　渡瀬　泰次
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４６号
沖縄県沖縄市泡瀬４丁目６番３―304号　県営美東団地
債務者　與那覇綾乃
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第６０号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原75番地
債務者　喜友名正彦
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３８８号
東京都国分寺市東元町２丁目11番28号国分寺ゲストハウス102
債務者　吉本　清子
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４１２号
東京都日野市多摩平４丁目10番地多摩平の森２―８棟407号
債務者　太田　芳弘
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８０３号
神奈川県綾瀬市深谷南２丁目２番10号
債務者　濱田　　静
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８号
静岡県袋井市清水町１番地の29
債務者　野村　明美
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４８４９号
東京都大田区南六郷２丁目39―４―202
債務者　齋藤　一枝
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０１８号
千葉県松戸市小金上総町７―５―115
債務者　岡田　智子（旧姓大脇）
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０３７号
埼玉県久喜市中妻1588―159
債務者　高谷　綾次
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９７号
静岡市駿河区下島615番地の33
債務者　左右田鈴代
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月15日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１２号
東京都昭島市つつじが丘３丁目６番10―404号
債務者　杉野　孝司
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２４号
東京都昭島市大神町１丁目３番５号ＳＫレジデンス202号
債務者　奥山　隆子
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部